

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	みよし市

みよし市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	市民経済部産業振興課
所在地	みよし市三好町小坂50番地
電話番号	0561-32-8015
FAX番号	0561-34-4189
メールアドレス	sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、モグラ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、スズメ、ハト、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	みよし市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	水稻	56 千円	5.0 a
	果樹	5 千円	0.3 a
	野菜	20 千円	0.7 a
	小計	81 千円	6.0 a
モグラ	果樹	4 千円	0.2 a
	野菜	18 千円	0.7 a
	小計	22 千円	0.9 a
タヌキ	豆類	3 千円	0.3 a
	野菜	25 千円	1.3 a
	小計	28 千円	1.6 a
ハクビシン	豆類	3 千円	0.3 a
	果樹	1,231 千円	24.8 a
	野菜	175 千円	6.2 a
	小計	1,409 千円	31.3 a
アライグマ	果樹	6 千円	0.2 a
	野菜	12 千円	0.5 a
	小計	18 千円	0.7 a
ヌートリア	水稻	56 千円	5.0 a
	野菜	118 千円	4.0 a
	小計	174 千円	9.0 a
その他獣類	豆類	6 千円	0.6 a
	野菜	6 千円	0.5 a
	小計	12 千円	1.1 a
獣 類 計		1,744 千円	50.6 a

スズメ	水稻	378 千円	34.1 a
	小計	378 千円	34.1 a
ハト	豆類	0.5 千円	0.1 a
	野菜	2 千円	0.1 a
	小計	2 千円	0.2 a
カラス	豆類	152 千円	13.3 a
	果樹	3,016 千円	111.0 a
	野菜	2,098 千円	69.7 a
	小計	5,266 千円	194.0 a
ムクドリ	果樹	1,115 千円	35.7 a
	野菜	11 千円	0.2 a
	小計	1,126 千円	35.9 a
ヒヨドリ	豆類	0 千円	0.1 a
	果樹	122 千円	4.6 a
	野菜	20 千円	0.5 a
	小計	142 千円	5.2 a
キジ	野菜	530 千円	18.1 a
	小計	530 千円	18.1 a
その他鳥類	果樹	12 千円	0.3 a
	小計	12 千円	0.3 a
鳥 類 計		5,456 千円	287.8 a
合 計		7,200 千円	338.4 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】</p> <p>○被害の発生時期 水稻・野菜・果樹ともに7月から9月ごろに被害が発生している。</p> <p>○被害の発生場所 市内北部（豊田市との市境）で目撃情報が出ている。被害は市内北部の黒笹町・福谷町で発生しており、水田の畔を掘り起こしたり、水稻を倒したり、野菜や果樹の被害もある。</p> <p>○被害地域の増減傾向 令和2年度は1頭、令和3年度は0頭であった捕獲数が、令和4年度は12月時点で6頭と増加しており、被害も増加する可能性がある。</p>

【中型獣類（モグラ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア）】

○被害の発生時期

野菜は6月から11月、果樹は7月から11月、水稻は夏頃に被害が発生している。

○被害の発生場所

北部から中心部にかけて市内全域で、果樹や野菜を中心に被害が出ている。

○被害地域の増減傾向

ヌートリアが市内で目撃されることもあり、中型獣類が増加している可能性がある。それに伴って被害も増加傾向であると推測される。

【カラス】

○被害の発生時期

果樹・野菜・豆類ともに収穫時の被害が多い。

○被害の発生場所

市内全域で被害が出ている。

○被害発生が増減傾向

ほぼ横ばいと推測される。

【その他鳥類（スズメ、ハト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ）】

○被害の発生時期

果樹・野菜は収穫時の被害が多く、水稻は収穫前の夏頃の被害が多い。

○被害の発生場所

市内全域で被害が出ている。

○被害発生が増減傾向

ほぼ横ばいと推測される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	81千円 6.0 a	78.6千円 5.8 a
中型獣類	1,663千円 44.7 a	1,616千円 43.3 a
カラス	5,266千円 194.0 a	5,108千円 188.2 a
その他鳥類	8,624千円 412.2 a	8,365千円 399.6 a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【有害鳥獣捕獲業務委託】</p> <p>みよし市から猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ檻の見回り、餌付け ・銃と箱わなでの鳥類の駆除 ・農業者から依頼があれば、現場確認後、箱わなの設置を行い、捕獲に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化、担い手不足で今後の委託が困難になってきている。 ・農地と住宅地が近いため、誤って入った場合に住民がけがをする危険性を考え、くくりわなを使用できない。
防護柵の設置等に関する取組	<p>【鳥獣被害防止対策事業補助金】</p> <p>農業者・農業者団体が必要に応じて防護柵を設置。それに対し、経費の一部を補助している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年数件の申請はあるが、補助額の上限は経費の2分の1で、個人農業者は最大5万円、農業者団体は最大10万円である。そのため、大規模な防護柵を設置しようとしても、補助割合が低いことから、現実的に難しいのが現状である。 ・緩衝帯の設置や追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等については行っていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・カラスの箱わなの設置 ・イノシシ用の檻の追加購入を検討し、捕獲数を増やす。 ・実態や被害を把握するため、全農家を対象として鳥獣被害状況確認のためにアンケートを行う。 ・担当職員は、狩猟免許（わな猟）を取得し、知識の習得に努める。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【全体】

- ・みよし猟友会へ有害鳥獣駆除を委託し捕獲を実施する。
- ・電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥侵入防止網の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し（申請額の2分の1を補助）、農地への整備を促進する。

【イノシシ】

- ・イノシシ檻を市内北部に設置。
- ・猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲檻を設置。
- ・6月から10月、12月から2月に見回り及び餌やり、捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託している。

【中型獣類】

- ・農業者から依頼があれば、農地を確認した後、猟友会の協力のもと箱わなを設置し、見回りを依頼している。
- ・捕獲した中型獣類の処理は猟友会に委託している。

【カラス】

- ・5月から2月に三好町の工場内に箱わなを設置し、駆除を行っている。

【カラス・その他鳥類】

- ・7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、平成・三好下・東山地区で、猟友会の狩猟免許（銃）保持者に依頼し駆除活動を行っている。
- ・7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、明知地区で、猟友会の狩猟免許（網）保持者に依頼し駆除活動を行っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5	イノシシ モグラ タヌキ ハクビシン アライグマ ニートリア スズメ ハト カラス ムクドリ ヒヨドリ キジ	【取組について】 ・ 猟友会の捕獲実施。 ・ 農業者から依頼があれば、農地を確認した後、猟友会の協力のもと箱わなを設置する。捕獲した中型獣類の処理は猟友会に委託している。 ・ 市内に農地を持っている農業者向けに鳥獣類による農地への侵入を防止するために設置する資材（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥侵入防止網）を購入する際の経費の2分の1を補助
令和6		【担い手の確保について】 ・ 令和4（2022）年現在、従事者は2名であり、後継者がいないこと、また高齢化も深刻な問題になっている。 ・ 農業者からの依頼で農地に箱わなを設置する場合、猟友会の確認の上設置しているが、市から箱わなを持参し、市職員が設置している状況。
令和7		・ イノシシが捕まった場合、2名で駆除を行っており、イノシシは力強くかなり大変という声もある。 ・ 今後、猟友会が解散したり、活動を続けることが難しくなったりすると、外部企業に委託する可能性が高い。しかし、市内在住の猟友会会員とは異なり、迅速な対応は難しくなるため、猟友会に毎年お願いをして何とか続けてもらっている状況。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害を軽減させるために、必要な捕獲目標により設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ムクドリ	200	200	200
カワラバト	160	160	160
ヒヨドリ	100	100	100
ハシボソカラス	90	90	90
ハシブトカラス	90	90	90
キジバト	20	20	20
スズメ	300	300	300
カルガモ	40	40	40
カラス(ハシボソ・ハシブト)の卵	20	20	20
キジ	20	20	20
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	5	5	5
ヌートリア	10	10	10
イノシシ	6	6	6

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>【イノシシ】 猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲檻を市内北部に設置。6月～10月、12月～2月に見回り及び餌やり、捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託する。</p> <p>○捕獲実績 令和2年：1頭、令和3年：0頭、令和4年：6頭 （令和4年12月現在）</p> <p>【中型獣類】 農業者から依頼があれば、農地を確認した後、猟友会の協力のもと箱わなを設置する。捕獲した中型獣類の処理は猟友会に委託する。</p> <p>【鳥類】 5月～2月に市所有の箱わなを使用し、三好下でカラスの捕獲を行う。また、7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、平成・三好下・東山地区で、猟友会の狩猟免許（銃）保持者に依頼し駆除活動を行う。</p>

【捕獲計画数について】
 みよし市環境課からの許可のもと活動を行っており、捕獲従事者の人数が増えない限り増加できない。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みよし市	愛知県事務処理特例条例に基づき、鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～7	中型獣類 鳥 類	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥侵入防止網の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

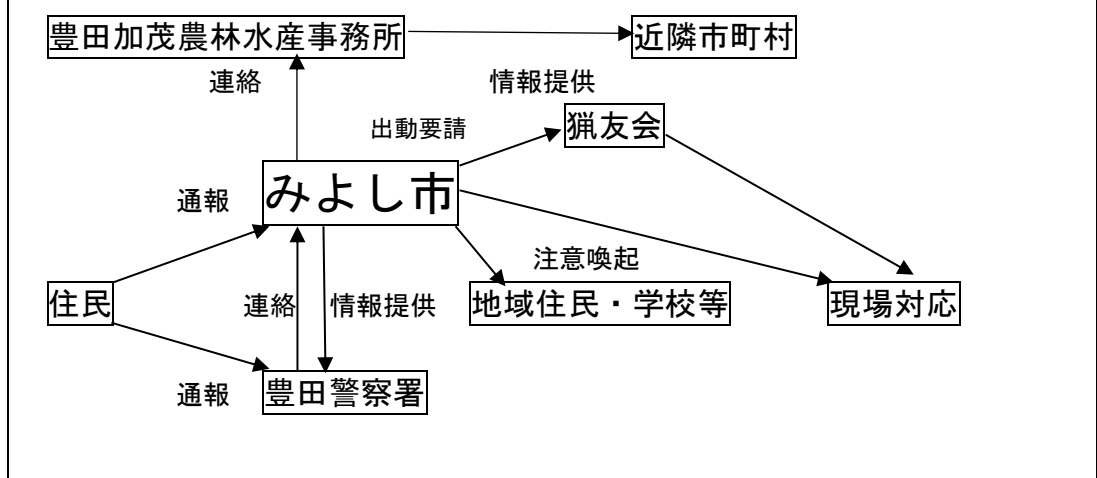
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みよし市	住民からの通報を受けて、猟友会・警察署との連絡調整及び地域住民・学校等への周知
愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課	市からの情報を受けての助言及び他市町村への情報提供
みよし猟友会	市からの出動要請を受けての現場対応
愛知県豊田警察署	住民からの連絡を受けて市への連絡、また状況に応じて現場への出動、住民への情報喚起、避難指示等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの勤務時間外の通報に対しては、宿日直者に緊急連絡先（産業課農政担当者）を明らかにしておく。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設等において、原則焼却処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割
—	—

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所	鳥獣被害対策に関する助言・指導
豊田加茂農林水産事務所	鳥獣被害対策に関する助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現段階で、協議会及び実施隊の設置予定はないが、今後、必要に応じて設置の措置を検討する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、被害状況に合わせて実施を検討する必要がある。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。